

内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準（新旧対照表）

2021年12月16日
公益社団法人日本監査役協会

「内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準」（2015年9月29日改正）を次のとおり改定する。
（注）改定箇所については、太下線を付して表示している。

新	旧
<p style="text-align: center;">内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準</p> <p style="text-align: right;">公益社団法人日本監査役協会 <u>2008</u>年2月4日制定 <u>2009</u>年7月9日改正 <u>2011</u>年5月12日改正 <u>2015</u>年9月29日改正 <u>2021</u>年12月16日最終改定</p> <p style="text-align: center;">（前 略）</p>	<p style="text-align: center;">内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準</p> <p style="text-align: right;">公益社団法人日本監査役協会 <u>平成20</u>年2月4日制定 <u>平成21</u>年7月9日改正 <u>平成23</u>年5月12日改正 <u>平成27</u>年9月29日最終改正</p> <p style="text-align: center;">（前 略）</p>
<p>第1章 本実施基準の目的等</p> <p>（目的） 第1条 本実施基準は、監査委員会監査基準（<u>2005</u>年9月28日制定。<u>2021</u>年12月16日最終改定）第<u>24</u>条第7項に基づき、監査委員会が会社の内部統制システムに関して行う監査（本実施基準において「内部統制システム監査」という。）に<u>当た</u>るの基準及び行動の指針を定めるものである。</p>	<p>第1章 本実施基準の目的等</p> <p>（目的） 第1条 本実施基準は、監査委員会監査基準（<u>平成17</u>年9月28日制定。<u>平成27</u>年9月29日最終改正）第<u>23</u>条第7項に基づき、監査委員会が会社の内部統制システムに関して行う監査（本実施基準において「内部統制システム監査」という。）に<u>あ</u>るの基準及び行動の指針を定めるものである。</p>
<p>（内部統制システムの定義等） 第2条 本実施基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。なお、本実施基準における「章」、「条」の記載は、特段の言及がない限り、本実施基準における章及び条を意味する。 一 内部統制システム 監査委員会監査基準第<u>24</u>条第1項各号に定める体制をいう。 二 ～ 八 （中 略） 九 監査委員会監査の実効性確保体制 監査委員会監査基準第<u>16</u>条各号に定める体制をいう。 十 ～ 十一 （中 略） 十二 内部監査部門等 監査委員会監査基準第<u>19</u>条第1項に定める内部監査部門等をいう。 十三 補助使用人等 監査委員会監査基準第<u>14</u>条第1項に定める補助使用人等をいう。 十四 内部統制部門 監査委員会監査基準第<u>8</u>条第3項に定める内部統制部門をいう。</p>	<p>（内部統制システムの定義等） 第2条 本実施基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。なお、本実施基準における「章」、「条」の記載は、特段の言及がない限り、本実施基準における章及び条を意味する。 一 内部統制システム 監査委員会監査基準第<u>23</u>条第1項各号に定める体制をいう。 二 ～ 八 （中 略） 九 監査委員会監査の実効性確保体制 監査委員会監査基準第<u>15</u>条各号に定める体制をいう。 十 ～ 十一 （中 略） 十二 内部監査部門等 監査委員会監査基準第<u>18</u>条第1項に定める内部監査部門等をいう。 十三 補助使用人等 監査委員会監査基準第<u>13</u>条第1項に定める補助使用人等をいう。 十四 内部統制部門 監査委員会監査基準第<u>18</u>条第3項に定める内部統制部門をいう。</p>

新	旧
<p>十五 (中 略)</p> <p>十六 会議等 <u>取締役会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会</u>その他関連する会議又は委員会等をいう。</p> <p>十七 代表執行役等 <u>代表執行役</u>その他の執行役をいう。</p> <p>十八 (中 略)</p>	<p>十五 (中 略)</p> <p>十六 会議等 <u>第6条第3項に定める会議等</u>をいう。</p> <p>十七 代表執行役等 <u>第4条第2項に定める代表執行役等</u>をいう。</p> <p>十八 (中 略)</p>
<p>第2章 内部統制システム監査の基本方針及び方法等</p> <p>(内部統制システム監査の対象)</p> <p>第3条 (中 略)</p>	<p>第2章 内部統制システム監査の基本方針及び方法等</p> <p>(内部統制システム監査の対象)</p> <p>第3条 (中 略)</p>
<p>(内部統制システム監査の基本方針)</p> <p>第4条</p> <p>1. (中 略)</p> <p>2. 監査委員会は、内部統制システムの重要性に対する代表執行役等の認識及び構築・運用に向けた取組みの状況並びに取締役会の監督の状況（必要な事項の取締役会への報告状況を含む。）など、会社の統制環境を監査上の重要な着眼点として内部統制システム監査を行う。</p> <p>3. ～5. (中 略)</p>	<p>(内部統制システム監査の基本方針)</p> <p>第4条</p> <p>1. (中 略)</p> <p>2. 監査委員会は、内部統制システムの重要性に対する代表執行役<u>その他の執行役（本実施基準において「代表執行役等」という。）</u>の認識及び構築・運用に向けた取組みの状況並びに取締役会の監督の状況（必要な事項の取締役会への報告状況を含む。）など、会社の統制環境を監査上の重要な着眼点として内部統制システム監査を行う。</p> <p>3. ～5. (中 略)</p>
<p>(内部統制決議に関する監査)</p> <p>第5条 (中 略)</p>	<p>(内部統制決議に関する監査)</p> <p>第5条 (中 略)</p>
<p>(内部統制システムの構築・運用の状況に関する監査)</p> <p>第6条</p> <p>1. (中 略)</p> <p>2. 監査委員会は、各事業年度の内部統制システム監査の開始に<u>当</u>たり、当該時点における内部統制決議の内容及び内部統制システムの構築・運用の状況を把握し、内部統制システム監査の計画を策定する。事業年度中に内部統制決議の内容に修正があった場合には、それに応じて監査計画等の必要な見直しを行う。</p> <p>3. 監査委員会は、会議等への出席並びに<u>代表執行役等</u>及び取締役との情報及び意見の交換等を通じて、各体制の構築・運用の状況とそれに対する執行役及び取締役の認識について把握し、必要に応じ各体制の構築・運用の状況等について代表執行役等に対して報告を求める。</p> <p>4. ～7. (中 略)</p>	<p>(内部統制システムの構築・運用の状況に関する監査)</p> <p>第6条</p> <p>1. (中 略)</p> <p>2. 監査委員会は、各事業年度の内部統制システム監査の開始に<u>あ</u>たり、当該時点における内部統制決議の内容及び内部統制システムの構築・運用の状況を把握し、内部統制システム監査の計画を策定する。事業年度中に内部統制決議の内容に修正があった場合には、それに応じて監査計画等の必要な見直しを行う。</p> <p>3. 監査委員会は、<u>取締役会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会</u>その他関連する会議又は委員会等（本実施基準において「<u>会議等</u>」という。）への出席並びに執行役及び取締役との情報及び意見の交換等を通じて、各体制の構築・運用の状況とそれに対する執行役及び取締役の認識について把握し、必要に応じ各体制の構築・運用の状況等について代表執行役等に対して報告を求める。</p> <p>4. ～7. (中 略)</p>
<p>(内部統制システムに関する事業報告記載事項の監査)</p> <p>第7条 (中 略)</p>	<p>(内部統制システムに関する事業報告記載事項の監査)</p> <p>第7条 (中 略)</p>
<p>(内部統制システムの不備等への対応等)</p> <p>第8条 (中 略)</p>	<p>(内部統制システムの不備への対応等)</p> <p>第8条 (中 略)</p>
<p>第3章 監査委員会監査の実効性確保体制の監査</p> <p>(補助使用人等に関する事項)</p> <p>第9条 (中 略)</p>	<p>第3章 監査委員会監査の実効性確保体制の監査</p> <p>(補助使用人等に関する事項)</p> <p>第9条 (中 略)</p>

新	旧
<p>(監査委員会報告体制) 第10条 (中 略)</p>	<p>(監査委員会報告体制) 第10条 (中 略)</p>
<p>(内部監査部門等との連携体制等) 第11条 (中 略)</p>	<p>(内部監査部門等との連携体制等) 第11条 (中 略)</p>
<p>(監査費用) 第12条 (中 略)</p>	<p>(監査費用) 第12条 (中 略)</p>
<p>第4章 法令等遵守体制・損失危険管理体制等の監査</p> <p>(法令等遵守体制に関する監査) 第13条</p> <p>1. (中 略)</p> <p>2. 監査委員会は、法令等遵守体制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうち(ただし、以下に掲げる事項はあくまで例示であり、会社の事業内容、規模その他会社の特性に照らして過不足のない重要な要点に絞るものとする。以下第18条までの各条第2項について同じ。)、判断する。</p> <p>一 (中 略)</p> <p>二 取締役会、執行役会議、経営会議その他重要な会議等における意思決定及び個別の業務執行において、<u>法務を所管する部署</u>及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制など、法令等を遵守した意思決定及び業務執行がなされることを確保する体制が構築・運用されているか。取締役会、執行役会議、経営会議その他重要な会議等において、収益確保等を法令等遵守に優先させる意思決定が現に行われていないか。</p> <p>三 ～ 五 (中 略)</p>	<p>第4章 法令等遵守体制・損失危険管理体制等の監査</p> <p>(法令等遵守体制に関する監査) 第13条</p> <p>1. (中 略)</p> <p>2. 監査委員会は、法令等遵守体制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうち(ただし、以下に掲げる事項はあくまで例示であり、会社の事業内容、規模その他会社の特性に照らして過不足のない重要な要点に絞るものとする。以下第18条までの各条第2項について同じ。)、判断する。</p> <p>一 (中 略)</p> <p>二 取締役会、執行役会議、経営会議その他重要な会議等における意思決定及び個別の業務執行において、<u>法務部</u>及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制など、法令等を遵守した意思決定及び業務執行がなされることを確保する体制が構築・運用されているか。取締役会、執行役会議、経営会議その他重要な会議等において、収益確保等を法令等遵守に優先させる意思決定が現に行われていないか。</p> <p>三 ～ 五 (中 略)</p>
<p>(損失危険管理体制に関する監査) 第14条 (中 略)</p>	<p>(損失危険管理体制に関する監査) 第14条 (中 略)</p>
<p>(情報保存管理体制に関する監査) 第15条 (中 略)</p>	<p>(情報保存管理体制に関する監査) 第15条 (中 略)</p>
<p>(効率性確保体制に関する監査) 第16条 (中 略)</p>	<p>(効率性確保体制に関する監査) 第16条 (中 略)</p>
<p>(企業集団内部統制に関する監査) 第17条</p> <p>1. 監査委員会は、企業集団内部統制について、以下に列挙する重大なリスクに対応しているか否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する。</p> <p>一 ～ 二 (中 略)</p>	<p>(企業集団内部統制に関する監査) 第17条</p> <p>1. 監査委員会は、企業集団内部統制について、以下に列挙する重大なリスクに対応しているか否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する。</p> <p>一 ～ 二 (中 略)</p>

新	旧
<p>三 子会社を利用して又は親会社及び株式会社の経営を支配している者（<u>本条</u>において「親会社等」という。）から不当な圧力を受けて不適正な行為が行われ、その結果、会社に著しい損害が生じるリスク</p> <p>2. 監査委員会は、企業集団内部統制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。</p> <p>一 ～ 四 （中 略）</p> <p>五 子会社に<u>監査役、監査委員会又は監査等委員会（本条において「監査役等」という。）</u>が置かれている場合、当該<u>監査役等</u>が、第13条から本条に定めるところに従い、当該子会社の内部統制システムについて適正に監査を行い、会社の統括本部等及び会社の監査委員会との間で意思疎通及び情報の交換を適時かつ適切に行っているか。子会社に<u>監査役等</u>が置かれていない場合、監査機能を補完する適正な体制が子会社又は企業集団全体で別途構築・運用されているか。</p> <p>六 ～ 九 （中 略）</p>	<p>三 子会社を利用して又は親会社及び株式会社の経営を支配している者（<u>本基準</u>において「親会社等」という。）から不当な圧力を受けて不適正な行為が行われ、その結果、会社に著しい損害が生じるリスク</p> <p>2. 監査委員会は、企業集団内部統制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。</p> <p>一 ～ 四 （中 略）</p> <p>五 子会社に監査委員会又は監査役が置かれている場合、当該<u>監査委員会又は監査役</u>が、第13条から本条に定めるところに従い、当該子会社の内部統制システムについて適正に監査を行い、会社の統括本部等及び会社の監査委員会との間で意思疎通及び情報の交換を適時かつ適切に行っているか。子会社に<u>監査委員会及び監査役</u>が置かれていない場合、監査機能を補完する適正な体制が子会社又は企業集団全体で別途構築・運用されているか。</p> <p>六 ～ 九 （中 略）</p>

第5章 財務報告内部統制の監査

（財務報告内部統制に関する監査）

第18条

1. ～2. （中 略）
3. 会社の財務報告内部統制が、金融商品取引法第24条の4の4第1項に定める財務報告内部統制の評価報告（本条において「内部統制報告書」という。）の対象となっている場合、監査委員会は、以下の方法により前項の判断を行う。
 - 一 財務報告内部統制の評価に関する以下の事項（ただし、以下に掲げる事項はあくまで例示であり、会社の事業内容、規模その他会社の特性に照らして過不足のない重要な事項に絞るものとする。）について、財務担当執行役等及び内部統制部門から報告を受ける。必要があれば証跡の閲覧及び運用テスト等への立会い等を通じて、実際の状況を確認する。
 - イ ～ 二 （中 略）
 - ホ チェックリスト等を利用した全社的な内部統制の構築・運用の評価状況
 - へ ～ リ （中 略）
 - ヌ 内部統制報告書の作成プロセスと内容の妥当性
 - ル （中 略）
 - 二 金融商品取引法第193条の2第2項の規定に従い内部統制報告書について監査証明を行う者（本条において「財務報告内部統制監査人」という。）から、財務報告内部統制における重大なリスクへの対応状況その他財務報告内部統制の実効性に重要な影響を及ぼすおそれがあると認められる事項について、前号の財務報告内部統制の評価に関する主要な点に留意して、適時かつ適切に監査委員会において報告を受ける。
 - 三 ～ 五 （中 略）
 - 六 内部統制システムについて会社法に定める監査報告を作成する時点において、財務報告内部統制監査人から、財務報告内部統制の監査結果について、書面による報告を受ける。口頭による報告を受ける場合、その内容を監査委員会議事録に残すことが望ましい。財務報告内部統制について開示すべき重要な不備（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第2条第10号に定義される不備をいう。本条において同じ。）が存在する旨の指摘があった場合には、財務担当執行役等と財務報告内部統制監査人の双方から説明を求め、当該不備の内容とその重大性、既に実施した改善策と今後の改善方針、計算関係書類及びその会計監査結果に及ぼ

第5章 財務報告内部統制の監査

（財務報告内部統制に関する監査）

第18条

1. ～2. （中 略）
3. 会社の財務報告内部統制が、金融商品取引法第24条の4の4第1項に定める財務報告内部統制の評価報告（本条において「内部統制報告」という。）の対象となっている場合、監査委員会は、以下の方法により前項の判断を行う。
 - 一 財務報告内部統制の評価に関する以下の事項（ただし、以下に掲げる事項はあくまで例示であり、会社の事業内容、規模その他会社の特性に照らして過不足のない重要な事項に絞るものとする。）について、財務担当執行役等及び内部統制部門から報告を受ける。必要があれば証跡の閲覧及び運用テスト等への立会い等を通じて、実際の状況を確認する。
 - イ ～ 二 （中 略）
 - ホ チェックリスト等を利用した全社レベルの内部統制の構築・運用の評価状況
 - へ ～ リ （中 略）
 - ヌ 内部統制報告の作成プロセスと内容の妥当性
 - ル （中 略）
 - 二 金融商品取引法第193条の2第2項の規定に従い内部統制報告について監査証明を行う者（本条において「財務報告内部統制監査人」という。）から、財務報告内部統制における重大なリスクへの対応状況その他財務報告内部統制の実効性に重要な影響を及ぼすおそれがあると認められる事項について、前号の財務報告内部統制の評価に関する主要な点に留意して、適時かつ適切に監査委員会において報告を受ける。
 - 三 ～ 五 （中 略）
 - 六 内部統制システムについて会社法に定める監査報告を作成する時点において、財務報告内部統制監査人から、財務報告内部統制の監査結果について、書面による報告を受ける。口頭による報告を受ける場合、その内容を監査委員会議事録に残すことが望ましい。財務報告内部統制について開示すべき重要な不備（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第2条第10号に定義される不備をいう。以下本条において同じ。）が存在する旨の指摘があった場合には、財務担当執行役等と財務報告内部統制監査人の双方から説明を求め、当該不備の内容とその重大性、既に実施した改善策と今後の改善方針、計算関係書類及びその会計監査結果に

新	旧
<p>す影響などについて確認のうえ、当該不備に関する事業報告の記載内容について検証するとともに、本条第4項の規定に従い監査報告の内容を検討する。</p> <p>4. ～5. (中 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>及ぼす影響などについて確認のうえ、当該不備に関する事業報告の記載内容について検証するとともに、本条第4項の規定に従い監査報告の内容を検討する。</p> <p>4. ～5. (中 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>